

訂正表（令和6年12月27日）

資料名	頁	訂正後	訂正前
実施要領本編	6	<p>(コ) 新たな施設の設置又は改修にあたっての施工条件 (略)</p> <ul style="list-style-type: none">事業者が設置した施設については、事業期間終了<u>までに</u>、原則事業者において施設を撤去し、原状（更地又は施設設置前の状態）に回復することとします。また、事業者が所有する施設等の撤去・処分費に相当する額を、府に保証金として預託していただきます。	<p>(コ) 新たな施設の設置又は改修にあたっての施工条件 (略)</p> <ul style="list-style-type: none">事業者が設置した施設については、事業期間終了<u>後は</u>、原則事業者において施設を撤去し、原状（更地又は施設設置前の状態）に回復することとします。また、事業者が所有する施設等の撤去・処分費に相当する額を、府に保証金として預託していただきます。